

情報公開法に関する意見

1. 定義（第二条）

- ・ 対象とする行政機関は、現行法では省庁、特殊法人、独立行政法人に限られているが、これを公益法人（財団・社団法人）、政府系企業（JR、電力会社等）にまで拡大すべきである。
- ・ 行政文書は「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」とされているが、この解釈が意図的になされている実態がある。具体的には、提案書、見積書、業務計画書、打合せ協議記録簿、成果品のバックデータなど、受注者が作成し発注者（行政）が受け入れた文書が「行政文書」に当たらないことが多く、これらは存在していても「私文書」扱いとなり、不開示（不存在）決定が出ることがよくある。

2. 開示請求の手続（第四条）

- ・ 開示請求書は郵送のみならず、Fax、インターネットでも受け付けるよう体制の整備を求める。

3. 行政文書の開示義務（第五条）

- ・ 法人情報（不開示情報第二号）は、公益法人、政府系企業は例外として開示すべきである。
- ・ 意思形成過程情報（不開示情報第五号）は、行政の意思形成過程に住民参加を進める上で大きな障害となるため、不開示情報から除外すべきである。どうしても不開示とする必要がある場合は、審議会等の運営要綱で非公開を規定すればよい。
- ・ 事務事業情報（不開示情報第六号）は、イ～ホの事例が明記されているにもかかわらず、「将来の同種の会議運営に影響が及ぶ」などと拡大解釈して適用されるケースがあるが、最低限の適用に留めるよう求める。

4. 開示決定等の期限（第十条）

- ・ 第2項の規定により期限を延長されることにより、請求者にとって開示請求の意味が失われることもある。少なくとも、期限の延長に対する不服申立の権利を請求者に与えるべきである。

5. 開示の実施（第十四条）

- ・ 第2項の「行政文書の開示の実施方法等申出書」については、閲覧当日の持参や、電話、Fax、e-mailの活用など、手続きの簡略化を求める。また、第4項の「行政文書の更なる開示の申出書」は、文書全体を閲覧後に一部の写しの交付を受ける場合に使うことがほとんどであるため、この手続きは省略するよう求める。

6. 手数料（第十六条）

- ・ 開示請求手数料、閲覧手数料は無料とすべきである。
- ・ 写しの交付手数料は、少なくとも白黒は1枚10円とすべきである。

7. 審査会への諮問（第十八条）

- ・ 不服申立後、情報公開審査会にすぐ諮問されず、処分庁側で審査会への諮問を避ける

ために不服申立人との「取り下げ」交渉が行われるような事例もあるが、これでは法が正確に運用されているとは言えない。例えば10日以内など、不服申立受理後審査会への諮問までの期限を設定すべきである。

8. 意見の陳述（第二十八条）

- ・ 第1項ただし書「審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない」を削除し、不服申立人が希望する場合には必ず意見陳述機会を与えるべきである。

9. 意見書等の提出（第二十九条）

- ・ 病気や長期出張など、不服申立人の都合で「審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間」内に意見書等を提出できない場合もある。この場合は、第十条の規定のように、期限と理由を述べることで審査会が定めた期間を延長できるよう、規定すべきである。

10. 行政文書の管理（第三十七条）

- ・ 各省庁の文書管理規則は、国民の意見を踏まえて策定・見直すよう求める。
- ・ 行政文書は、請求者が検索しやすいように管理する必要がある。インターネットで公開されている行政文書ファイルのデータベースは、タイトルのみ（「〇〇〇関連」など）では役に立たず、文書の内容（「〇年度〇〇〇業務報告書」「〇〇〇許可申請書」など）を明記し、キーワード検索等ができるように充実化し、誰もが窓口相談なしに請求文書特定できるよう努めるべきである。

11. 開示請求をしようとする者に対する情報の提供等（第三十八条）

- ・ 上記行政文書ファイルのデータベースの充実化が必要である。
- ・ 窓口で請求文書特定の相談をすると、対応する担当者によっては、文書内容を最低限に絞ろうとしたり、類似文書を紹介することなく不存在であると言われたりすることがある。窓口担当者が、請求者のニーズに合致した文書を可能な限り広く紹介できるよう、訓練して頂きたい。
- ・ 開示文書を閲覧する場合は、当該文書の保管機関（本省、出先機関等）窓口でしか閲覧ができないが、少なくとも同一の省庁ならば、どの窓口でも閲覧できるようにすべきであり、遠方に出かけなくてもよい制度に改める必要がある。また、国土交通省については、河川国道事務所、陸運支局、開発建設部にも窓口を置き、地整・地運・開発局に出向かなくてもよいようにして頂きたい。事例として、北海道の条例では、道の保有するすべての開示文書について、事前に申し出れば、すべての本庁・支庁での閲覧が可能な制度となっている。

12. 地方公共団体の情報公開（第四十一条）

- ・ 自治体の情報公開条例は、国よりも遅れていることが多い。特に、開示請求権を当該自治体の住民に限定していたり、開示方法に「写しの送付」がない、といった条例が未だ多い。国の法律を最低限満たす条例とするよう、更なる指導を求めたい。